

答 申 第 6 号

平成18年12月27日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年4月5日付け人事発第219号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年度熊本市管理職（課長級）昇任試験における開示請求者の勤務評定に関する書類の開示請求に伴う却下決定に対する異議申立てについて

- 文書等の件名
- 1 勤務評定の点数算定のもととなった勤務評定所原票など、開示請求者への勤務評定がどのようになされたがわかるもの。
 - 2 勤務評定の実施時期、評価対象期間、実施方法、評定者
 - 3 勤務評定の項目、配点、評価項目ごとの本人の点数、点数算出方法及び点数を算出した者

[諮問第5号]

別 紙

諮問第5号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（却下）は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、「平成17年度熊本市管理職（課長級）昇任試験における開示請求者の勤務評定に関する事項が分かる文書で、勤務評定の点数算定のもととなった勤務評定書原票など、開示請求者への勤務評定がどのようになされたかがわかるもの、勤務評定の実施時期、評価対象期間、実施方法、評定者、項目、配点、評価項目ごとの本人の点数、点数算出方法及び点数を算出した者が分かるもの」（以下「本件文書Ⅰ」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が開示請求却下決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第34条は、他制度との調整を定めた規定である。他制度によって個人情報の保護措置が講じられている場合には、他の制度によるべきとしたものであって、当該個人情報が保護される必要を否定したものではない。

異議申立人が開示を求める個人情報については、条例以外に何らの保護措置が講じられていないから、条例第34条第2項第3号に該当しない。

同趣旨の規定は過去多くの自治体でも見られたが、今日では規定を設けない条例が多く、他制度により保護措置が講じられていないもとでは規定に何らの合理性を有せず、個人情報の保護に欠けるところが明白だからである。この点からも、他の制度によって保護措置が講じられている場合に限り適用されるべきものである。

4 実施機関の説明の趣旨

条例第13条においては、何人も自己に関する個人情報の開示請求をすることができ

ると規定しているが、一方、第34条第2項では、この条例は、次に掲げる個人情報については適用しないとあり、第3号において、市職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これに準ずる事項に関する個人情報と定められている。

開示請求者は本市の職員であり、請求内容は当該本人の昇任試験に関する文書で、これは条例でいう人事に関する情報である。

よって、本請求は、条例第34条第2項第3号に該当する。

5 審議会の判断

条例第13条においては、「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求をすることができる。」と規定しているが、一方、第34条第2項では、「この条例は、次に掲げる個人情報については適用しない。」との規定があり、第3号において、「市の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これに準ずる事項に関する個人情報」と定められている。

申立人は熊本市の職員である。

申立人が開示請求した「本件文書Ⅰ」は、条例第34条第2項第3号に規定する「人事」に関する個人情報である。

以上のことからすると、本件文書Ⅰは、市の職員に関する個人情報に該当するものであり、開示請求の対象とならないものと考えられる。

なお、審議会において条例第34条に関して反対意見があったため以下に付記する。

まず第一に、条例第34条第2項第3号は、個人情報保護事務の手引きにもあるとおり、市の職員等に係る個人情報について規定したもので、これらの個人情報は内部管理に伴うものであり、この制度とは別の観点から保護措置が講じられる必要があるため、この条例を適用しないこととしたものである。保護措置が講じられていることが通常であって、それが無い場合には条例自体が削除されている例も見受けられる。このため熊本市においても保護措置を設けるなり条例の適用除外規定を削除するなりの対応をすることが望ましい。

第二に、申立人が開示請求した「本件文書Ⅰ」を見てみると、条例第34条第2項第3号に規定する「人事」に関する個人情報である部分と、そうでない部分から構成されている。

条例34条に該当する部分は、①「勤務評定の点数算定のもととなった勤務評定書原票など、開示請求者への勤務評定がどのようになされたかがわかるもの。」、②「勤務評定の評価項目ごとの本人の素点」であると認められる。

それ以外の部分は、③「勤務評定の実施時期、評価対象期間、実施方法、評定者」、④「勤務評定の項目、配点、点数算出方法及び素点を算出した者」であり、これらの部分は条例第13条に規定する「自己に関する個人情報」には当たらない。

以上のことからすると、本件文書Ⅰのうち前記①、②については、市職員の人事に関する個人情報に該当するものであり、条例第34条第2項第3号により開示請求の対象とならないものであり、前記③、④については条例第13条に規定する「自己に関する個人情報」には該当しないため条例が適用されないと考えられる。

個人情報保護条例第34条により却下処分した文書のうち、「勤務評定の実施時期、評価対象期間、実施方法、評定者」、「勤務評定の項目、配点、点数算出方法及び点数を算出した者」については、個人情報保護条例第13条に規定する個人情報に当たらないという理由により却下処分とすることが望ましい。

ただ、却下処分となったものを取り消し、改めて却下処分とする利益もないため、実施機関に対しては今後きめ細かい解釈と運用を要望し、以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	高 木 絹 子
委	員	田 中 節 男
委	員	馬 場 啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成18年 3月29日	熊本市人事委員会から諮問を受けた。
平成18年 4月 5日	熊本市長から諮問を受けた。
平成18年 4月14日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成18年 5月12日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成18年 5月26日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した。
平成18年 7月 7日	諮問の審議を行った。
平成18年 8月 2日	実施機関から意見を聴取した後諮問の審議を行った。
平成18年 9月 1日	諮問の審議を行った。
平成18年 9月22日	実施機関から意見を聴取した後諮問の審議を行った。
平成18年 10月10日	諮問の審議を行った。
平成18年 10月30日	諮問の審議を行った。
平成18年 11月24日	諮問の審議を行った。
平成18年 12月 5日	答申（案）の審議を行った。
平成18年 12月27日	答申（案）の審議を行った。